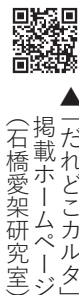


どこカルタ」で楽しくウソ電話詐欺について学びませんか。完全無料・広告なしで利用できます。



▲「だれどこカルタ」掲載ホームページ
(石橋愛架研究室)

小規模契約希望者登録申請受付のお知らせ

令和4・5年度肝付町小規模契約希望者登録申請の受付を開始します。

この登録制度は、町が発注する30万円未満で内容が簡易かつ履行の確保が容易な契約の受注を希望する方を登録し、町が発注時に積極的に業者選定の対象にすることによって、町内業者の発注機会を拡大しようとするものです。

▼受付業務区分

- ①維持修繕工事（建設課扱い）
- ②役務提供業務（会計課扱い）
- ③物品調達等業務（会計課扱い）

▼受付期間

2月1日～

▼有効期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

※有効期間内の申請の場合は、受理した日の翌日からになります。

※2・3年度申請をしている方も継続希望の場合は申請が必要です。

▼受付方法

担当課に直接持参もしくは郵

送にて提出して下さい。

申請書等詳細については、町ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 会計課

☎0994(65)8416



▲肝付町ホームページ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等を対象に臨時特別給付金(1世帯10万円)を支給します。

▼対象

①住民税非課税世帯

令和3年12月10時点において住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である対象世帯(住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く)

※福祉課より確認書類等を2月以降随時発送予定

②令和3年1月以降に感染症の影響で家計急変のあった世帯

申請時、住民登録のある世帯なおかつ、①に該当する世帯以外のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し令和3年度分の住民税均等割が非課税世帯と同様の事情と認められる世帯

▼お問い合わせ先

肝付町役場 福祉課

☎0994(65)8413

申告相談会場等のご案内

確定申告は正しくお早めに

令和4年度(令和3年分)の申告期間は以下の通りです。

種別	申告期間
所得税・復興特別所得税	2月16日(水)～3月15日(火)
消費税・地方消費税	1月4日(火)～3月31日(木)
贈与税	2月1日(水)～3月15日(火)

※消費税及び地方消費税の対象課税期間
令和3年1月1日～令和3年12月31日

税務署及び申告相談会場では、咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来署(場)をご遠慮ください。来署(場)される皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防対策を講じています。来署(場)される皆様についても、手洗い、マスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。なお、感染症の感染拡大防止の観点から、混雑を回避するため会場にて後日の来場をお願いする場合があります。

確定申告書類等について

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、ご自宅で作成し、e-Tax又は印刷して郵送等により提出することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

税務署が開設する申告相談会場

○開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)(土、日、休祝日を除く。)

注意：開設期間前は、申告相談会場を設けておりませんので、開設期間中にお越しください。

○受付時間 午前9時～午後4時

○開設場所 鹿屋合同庁舎4階会議室(鹿屋市西原4丁目5番1号)

○お問い合わせ先 鹿屋税務署 ☎0994(42)3127 ※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。